

70 歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

(平成 29 年 8 月診療分から)

平成 29 年 8 月診療分より、70 歳以上の方の高額療養費（法定給付）の自己負担限度額が引き上げられます。なお、69 歳以下の方の上限額は変更ありません。

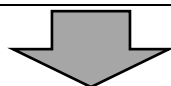
※法定給付分の自己負担額の上限は引き上げられますが、当健保は付加給付がありますので、付加給付を受けとった後の最終的な自己負担額はこれまでと変わりません。

(2 ページ目の「(*)印の金額について」を参照)

【1】70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の変更

平成 29 年 7 月診療分まで

被保険者の所得区分		外来 (個人ごと)	外来・入院の合計 (世帯ごと)
①現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)		44,400 円(*)	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1% (*) 〈多数該当 : 44,400 円〉
②一般 (①および③以外の方)		12,000 円	44,400 円(*)
③低所得者	Ⅱ(*)1	8,000 円	24,600 円(*)
	Ⅰ(*)2		15,000 円



平成 29 年 8 月診療分から

被保険者の所得区分		外来 (個人ごと)	外来・入院の合計 (世帯ごと)
①現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)		57,600 円(*)	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1% (*) 〈多数該当 : 44,400 円〉
②一般 (①および③以外の方)		14,000 円 《年間上限 144,000 円》	57,600 円(*) 〈多数該当 : 44,400 円〉(*)
③低所得者	Ⅱ(*)1	8,000 円	24,600 円(*)
	Ⅰ(*)2		15,000 円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

(*) 印の金額について

高額療養費（法定給付）としては上記の金額までを自己負担していただくこととなりますが、当組合では独自の付加給付がありますので、**最終的な自己負担額はこれまでと同じ1名につき20,000円までとなり、20,000円を超えた分は付加給付として還付されます。**（標準報酬月額53万円以上の方は25,000円になります）

【2】70歳以上の外来療養にかかる年間上限の新設

基準日（7月31日）時点の所得区分が一般所得区分または低所得区分に該当する場合は、計算期間（前年8月1日～7月31日）のうち、一般所得区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が還付されます。

※平成29年8月診療分からが対象となります。

<p><お問い合わせ> JVCケンウッド健康保険組合 担当 佐々木・新井 TEL：042-646-5244</p>
